

特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、特定事業主行動計画に係る取組の実施状況について、次のとおり公表します。

【数値目標の推移について】

施策の柱	指標	策定時 (R 1)	目標値 (R 7)	ありたい姿	実績				
					R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
働き方の見直し に向けた取組	① 職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数	122:20	100:00	80:00	144:45	154:33	141:09	152:26	115:07
	② 職員 1 人当たりの年次休暇取得日数	9.2 日	12 日	14 日	10.5 日	10.7 日	12.2 日	13 日	13.6 日
仕事と家庭生活 との両立のため の取組	③ 男性の配偶者出産休暇取得率	72.3%	90%	100%	83.6%	74.7%	75.0%	74.5%	72.9%
	④ 男性の育児参加のための休暇取得率	32.5%	40%	100%	53.4%	63.3%	68.3%	62.7%	57.6%
	⑤ 育児休業取得率	男性	3.6%	60%	85%	23.3%	26.6%	45.0%	64.7%
		女性	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
能力・適性の発揮 に向けた取組	⑥ 一般行政職※の課長補佐級以上に占める女性職員の割合	10.8%	12%	25%	13.8%	13.5%	15.8%	15.8%	17.6%

※ 一般行政職：事務職、技術職、医療(2)及び医療(3)（医療(2)及び医療(3)は、市民病院採用者を除く。）

【令和 7 年度の主な取組み】

- 年次有給休暇の取得促進通知の定期的な発出（令和 7 年 4 月、7 月、9 月、令和 7 年 1 月）
- 出産・育児に係る休暇・休業制度に関するアンケートの実施（令和 7 年 8 月）
- ボランティア休暇の取得事由の拡大（令和 8 年 3 月改正）
- 会計年度任用職員における特別休暇（保育時間、子の看護等休暇、短期介護休暇、ドナー休暇）の有給化（令和 8 年 3 月改正）
- 長時間労働者に対する健康確保措置（通年）
- 子育て・介護ガイドブックによる制度周知（通年）